

平成28年第1回（2月）臨時会

つがる市議会会議録

平成28年2月8日 開会

平成28年2月8日 閉会

つがる市議会

平成28年第1回つがる市議会 臨時会会議録目次

第 1 号 (2月8日)

| | |
|---|---|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会、開議宣告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 議案第1号～議案第12号の上程、提案理由の説明 | 5 |
| ・議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) | |
| ・議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成27年度つがる市一般会計補正予算(第7号)) | |
| ・議案第3号 平成27年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案 | |
| ・議案第4号 平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案 | |
| ・議案第5号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案 | |
| ・議案第6号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案 | |
| ・議案第7号 平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案 | |
| ・議案第8号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案 | |
| ・議案第9号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| ・議案第10号 つがる市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び旧つがる市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| ・議案第11号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| ・議案第12号 つがる市立図書館条例案 | |

| | |
|---|----|
| 議案第1号の説明、質疑 | 7 |
| ・議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) | |
| 議案第2号の説明、質疑 | 8 |
| ・議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成27年度つがる市一般会計補正予算(第7号)) | |
| 議案第3号の説明、質疑 | 9 |
| ・議案第3号 平成27年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案 | |
| 議案第4号～議案第8号の説明、質疑 | 14 |
| ・議案第4号 平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案 | |
| ・議案第5号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案 | |
| ・議案第6号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案 | |
| ・議案第7号 平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案 | |
| ・議案第8号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案 | |
| 議案第9号～議案第11号の説明、質疑 | 15 |
| ・議案第9号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| ・議案第10号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び旧つがる市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| ・議案第11号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第12号の説明、質疑 | 16 |
| ・議案第12号 つがる市立図書館条例案 | |
| 議案第1号～議案第12号の討論、採決 | 18 |
| ・議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) | |
| ・議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成27年度つがる市一般会計補正予算(第7号)) | |
| ・議案第3号 平成27年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案 | |
| ・議案第4号 平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案 | |
| ・議案第5号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案 | |

- ・議案第6号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- ・議案第7号 平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- ・議案第8号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- ・議案第9号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第10号 つがる市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び旧つがる市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第11号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第12号 つがる市立図書館条例案

閉会の宣告..... 18

署名..... 19

第 1 号

平成 2 8 年 2 月 8 日 (月曜日)

平成28年第1回つがる市議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成28年 2月 8日（月曜日）午前11時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
報告第1号 専決処分した事項の報告の件
(請負契約の金額の変更の件)
- 日程第4 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成27年度つがる市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第6 議案第3号 平成27年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案
- 日程第7 議案第4号 平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案
- 日程第8 議案第5号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案
- 日程第9 議案第6号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 日程第10 議案第7号 平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案
- 日程第11 議案第8号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案
- 日程第12 議案第9号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第10号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び旧つがる市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第11号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第12号 つがる市立図書館条例案

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 齊藤 | 渡 | 3番 | 佐々木 | 敬藏 | 4番 | 長谷川 | 榮子 |
| 5番 | 成田 | 博 | 6番 | 木村 | 良博 | 7番 | 佐藤 | 孝志 |
| 8番 | 長谷川 | 徹 | 9番 | 三上 | 洋 | 10番 | 野呂 | 司 |
| 11番 | 天坂 | 昭市 | 12番 | 成田 | 克子 | 13番 | 佐々木 | 直光 |
| 14番 | 佐々木 | 慶和 | 15番 | 平川 | 豊 | 16番 | 山本 | 清秋 |
| 17番 | 伊藤 | 良二 | 18番 | 松橋 | 勝利 | 19番 | 白戸 | 勝茂 |
| 20番 | 高橋 | 作藏 | | | | | | |

欠席議員（1名）

2番 田中 透

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 市 長 | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長 | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長 | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長 | 倉 光 弘 昭 |
| 財 政 部 長 | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 長 | 山 口 健 吾 |
| 福 祉 部 長 | 境 宏 |
| 経 済 部 長 | 高 橋 寿 |
| 建 設 部 長 | 新 岡 秀 行 |
| 総 務 部 次 長 | 木 村 好 秀 |
| 財 政 部 次 長 | 加 藤 靖 |
| 民 生 部 次 長 | 増 田 忠 昭 |
| 福 祉 部 次 長 | 白 戸 登 |
| 経 済 部 次 長 | 山 内 信 昭 |
| 建 設 部 次 長 | 松 橋 守 |
| 教育委員会委員長 | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長 | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長 | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員 | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長 | 三 上 みつる |
| 選挙管理委員会事務局長 | 小 寺 保 |
| 農業委員会事務局長 | 成 田 柳 二 |
| 監査委員事務局長 | 下 山 芝 規 |
| 会計管理者心得 | 北 島 悟 |
| 稲垣出張所長 | 長 内 清 範 |
| 車力出張所長 | 工 藤 輝 美 |
| 消 防 次 長 | 石 岡 淳 二 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 事務局 長 | 野 呂 金 弘 |
| 事務局 次 長 | 葛 西 隆 志 |
| 総 務 係 長 | 三 上 眞 理 子 |
| 議 事 係 長 | 葛 西 正 美 |

◎開会、開議宣告

- 議長（佐々木慶和君） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回つがる市議会臨時会を開会いたします。
- 直ちに会議を開きます。

（午前11時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木慶和君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により16番、山本清秋議員、17番、伊藤良二議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（佐々木慶和君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
- お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（佐々木慶和君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
- 市長より報告第1号 請負契約の金額の変更について及び地方自治法第121条第1項に基づく本臨時会への説明員については、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。
- また、本日2番、田中透議員より欠席の届け出がありましたので報告します。
-

◎議案第1号～議案第12号の上程、提案理由の説明

- 議長（佐々木慶和君） 日程第4、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）から日程第15、議案第12号 つがる市図書館条例案までの計12件を一括議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。本日ここに、平成28年第1回つがる市議会臨時会の開会に当たり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本臨時会に提出いたしました案件は、専決処分した事項の報告及び承認2件、予算案6件、条例案4件の合わせて12件であります。

まず、議案第1号「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」は、個人番号の利用見直しに伴い、つがる市税条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」、平成27年度つがる市一般会計補正予算（第7号）は、除雪対策費に1億5,000万円を追加し、同額を財政調整基金積立金の減額で調整したものであります。2件とも早急に改正及び措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことであると認め、本職において専決処分いたしましたものであります。

議案第3号「平成27年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案」は、平成27年青森県人事委員会の勧告に基づき、職員等の給与改定及び人件費全般の調整と市立図書館の設置にかかわる内装工事等4億1,639万円を補正するものであります。歳入として、合併振興基金繰入金4億1,638万9,000円を計上いたしました。その結果、一般会計の予算規模は既決予算に4億1,638万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億6,867万7,000円とするものであります。

議案第4号から議案第8号までの平成27年度各特別会計補正予算案5件は、一般会計同様に青森県人事委員会の勧告による給与改定及び人件費全般の調整を行ったものであります。

議案第9号「つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、青森県人事委員会の勧告内容に準じ、一般職の給料月額を平均0.4%及び勤勉手当の支給割合を100分の5月分それぞれ引き上げるものであります。

議案第10号及び議案第11号は、議案第9号に準じ、市長等常勤の特別職及び議員の期末手当の支給割合を100分の5月分引き上げるものであります。

議案第12号「つがる市立図書館条例案」は、つがる市が設置する図書館の設置及び管理運営に関する事項を定めるものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思っております。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案12件については、委員会付託を省略し、直ち

に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、以上12件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

◎議案第1号の説明、質疑

○議長（佐々木慶和君） 初めに、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についての審議を行います。

担当部より補足説明がございます。

加藤財政部次長。

○財政部次長（加藤 靖君） 改めまして、おはようございます。議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。専決第20号 つがる市税条例等の一部を改正する条例及びつがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。平成28年2月8日提出、つがる市長。

次のページ、お願いいたします。専決第20号、専決処分書。専決処分内容については記載のとおりでございます。専決月日は平成27年12月28日、つがる市長。

専決理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が一部を除き、平成28年1月1日から施行されることに伴い、関連する条例を一部改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分を行うものでございます。

本改正は、平成28年1月1日から施行されておりますマイナンバー制度にかかわる改正でございます。6月定例会、12月定例会に提案した市税条例の一部改正を改正するもので、この改正については平成27年12月18日付で総務省から通知があったものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3ページ目をお開きください。傍線部分が改正点になってございます。それでは、51条第2項第1号、市民税の減免の条項からご説明いたします。改正前においては、減免申請をする場合、納税義務者の氏名、名称、住所もしくは居所等のほか、個人番号及び法人番号を記載して申請するということになってございました。改正後につきましては、納税義務者の氏名、住所、または居所、法人にあっては法人番号を記載し、申請するということで、個人番号に関する文言を削除してございます。

次に、139条の3第2項第1号でございます。こちらのほうは、特別土地保有税の減免の条項でございます。改正前につきましては、市民税の減免同様、個人番号及び法人番号を記載して申請するということになってございましたけれども、改正後は個人番号に関する文言を削除し、法人番号を

記載し申請するということでございます。こちらのほうに関しましては、6月定例会のほうに提案されてございます。

次に、4ページのほうをお願いいたします。第139条の3第2項中、こちらのほうに関する条項は減免申請の期限となつてございます。同じく、減免申請する場合においては個人番号、または法人番号を記載し、申請するということになってございましたけれども、改正後については個人番号、法人番号の文言を削除し、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものでございます。今回の見直しについては、個人番号等の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の負担を軽減することを目的として、個人番号等の取り扱いを見直しする改正となつてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号の説明、質疑

○議長（佐々木慶和君） 議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成27年度つがる市一般会計補正予算（第7号））についての審議を行います。

担当部より補足説明がございます。

三上財政部長。

○財政部長（三上保男君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。これにつきましては、今回補正する専決処分する事項につきましては、専決第1号 平成27年度つがる市一般会計補正予算（第7号）であります。提出月日は、本日平成28年2月8日でございます。

次のページをお開き願います。専決第1号であります。平成27年度つがる市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

第1号のとおり、歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものですが、今回の補正は歳出の予算内において経費と財源を調整したことによりまして、補正額の追加が発生しないものであります。

専決処分の理由ですが、1月23日現在において、除雪対策費の当初予算額86%の支出が見込まれ、その後の降雪に備えるため、早急に予算措置する必要が生じたことから追加したものです。専決処分をした日は、平成28年1月25日であります。

3ページをお開き願います。まず、8款の土木費であります。除雪対策費に除雪作業員賃金1,100万、消耗品費800万、修繕料1,500万、除雪作業委託料が8,200万、除雪軽作業委託料100万、除排雪機械

借上料3,300万、合計で1億5,000万円を除雪対策費に計上し、総務費の財政調整基金積立金を1億5,000万円減額して補正額を調整したものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の説明、質疑

○議長（佐々木慶和君） 続きまして、議案第3号 平成27年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案についての審議を行います。

担当部より補足説明があります。

三上財政部長。

○財政部長（三上保男君） それでは、続きまして議案第3号についてご説明申し上げます。

平成27年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案であります。今回の予算補正は、歳入歳出それぞれ4億1,638万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億6,867万7,000円とするものです。提出月日は、本日平成28年2月8日でございます。

7ページをお開き願います。歳出であります。本補正は、市長の提案理由にもあったとおり、県の人事委員会の勧告に基づき、職員等の給与及び手当を引き上げるものですが、それに合わせて人件費全般を調整するものです。各款項目を見ますと、増額よりも減額が多くなってございます。この内容につきましては、恐縮ですが、24ページをお開き願います。

特別職の給与費明細書であります。この中の一番下の欄をごらんいただきたいと思います。期末手当の欄でございますが、長等、それから議員47万8,000円の増となっております。これが人勧による改定分で増となった部分でございます。それと、今回一緒に取り扱いますのが共済費でございます。共済費が169万7,000円減額ということになってございます。合計で130万7,000円の減となるわけですけれども、結果的にこのように減となっております。歳出の各款項目で減の項目が多いということになってございます。

次に、26ページをお開き願います。一般職の給料及び職員手当の増減額の明細の表であります。これも特別職の表と同じでございます。給料において、一番上の欄でございますが、給与改定に伴う増減分241万4,000円、これが人勧分の改定でございます。その下、職員手当ですが、人勧による制度改正に伴う増減分783万6,000円、これらが本来は人勧でプラスになっておるものでございますが、給料、それから職員手当について、その他の増減分というのがございますが、給料については1,161万5,000円の減となっております。これにつきましては、病気等での休職者がおります。それについ

て、給料の支給が減となったものでございます。それと、職員の手当、その他の増減分については1,191万円の減、これについては右の説明の欄にございますが、管理職手当初め、各項目が減となったものであります。このような内容になっておる結果によりまして、人勧の増分が見えてこない形になってございます。

この減額分については、7ページでございますが、一番下の段でございます。財政調整基金に積み立てをして調整しております。2,945万3,000円を積み立てしたものでございます。

ページが前後して申しわけございませんが、次に22ページをお開き願います。教育費の図書館費でございます。図書館の内装工事、設計監理業務委託料、これが864万、図書館の内装工事1億377万4,000円、それから備品購入費として図書が2億円、施設用備品が1億397万6,000円、合計で4億1,639万を予算計上するものです。

財源といたしまして、6ページにあります。合併振興基金4億1,638万9,000円を充当するものであります。

以上で本補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

松橋議員。

○18番（松橋勝利君） いや、今、財政部長からるる、図書館の件だけれども、説明あったけれども、ここでちょっと聞くのだけれども、この図書館のあそこのジャスコのところの今現在の建物の内装とかここに書いてあるのだけれども、あの部分の1階全部図書館というか、市のほうで借り入れするというか、その辺の説明。

○議長（佐々木慶和君） 教育委員会部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 1階分は約600坪ちょっとでございます。そのうちで、図書館で使う分が、先ほども説明いたしました。約500坪になります。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 今の説明では500坪だか、あそこ全体で六百何ぼとかと言ったのだか。声大きくしゃべれ。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） ちょっと今全体にどれぐらいというのを持ってきていないのですが、600ちょっとでございます。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） その中の工事で、これがここに出ている予算でやるのだらうと思うけれども、この今現在のあるものは全て提供して新しい図書館の材料あるいは本、棚、そういうものを入れるのだと思うけれども、どうなのだっけ、入り口とか、そういう関係とかも全部改良してしま

うのだな。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 今の出入り口につきましてはそのままです。本館のほうからと、それから別な駐車場のほうからと入り口、あと横にも3カ所ありますが、そこは今のままです。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 図書館、あそこには、いろいろ一般の人、あるいはいろんな人に教えるための看板みたいなものはどういう方向で考えているものか。私に言わせれば、やっぱりそういうものはどこからでもわかるようにちゃんと予算かけてでも図書館というもののこれをわかるような、人來なければだめなので、その辺の計画どうなっているのですか。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 看板の件ですが、中に入るとつがる市立図書館という、まず入り口のところに看板を出します。それから、表から見ても建物の外壁のところにつがる市立図書館というふうに看板を出します。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 私言っているのは、それはわかる、図書館の中に図書館だとわかって、例えば道路でもどこでもそういう看板の、それを話しているの。あそこに行けばわかるのはわかるので、道路でもそういうものを人呼ぶためにはきちっとしなければならないのではないかと、これは私の意見な。それに対して。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 大変失礼いたしました。案内板につきましても今後検討していきたいと思っております。今のところ、済みません、その予算は見えてありませんが、今後検討したいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 1つ教えてください。私たちとしては、ジャスコがずっとずっと繁盛することを願っているわけなのですけれども、この図書館、まずジャスコさんと契約するに当たって何年ぐらいとか、何十年先までとか、そういう項目もあるのでしょうか。イオンモールね。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） イオンモールさんの場合は、通常のテナントの場合は6年になると聞いております。でも、図書館につきましては、それを何年にするかというのは今検討中でございます。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 検討中なんですか。私は、一番先に説明受けたときに、ジャスコのこのイオンモールさんの撤退ということが話題に乗ったので、当然一番先にこれが取り上げられるべきで

はないかなと思うのですけれども、最低でも30年、40年先のことを考えて、ちゃんとした対応をしなければ大変なことになるのではないかなと思います。というのは、イオンモールさんに行きますと、テナントが店じまいをしているところが随分あります。私たちにわからない、何か問題があるのではないかなと思って、それとダブってしまいますもので、こういう質問をしているわけです。もう一回、その辺のこと、検討しているのではなくて、やっぱり30年先、40年先、50年先のことを考えて取り組むべき事業だと思うのです。もう一度その辺のところ、市長にご答弁をお願いします。

○議長（佐々木慶和君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） やっぱりこれは契約の段階でジャスコさんはジャスコさんでほかのテナントの契約のやり方ありますでしょうし、言ってみればつがる市も一つのテナントというようなことになりまけれども、一般のテナントの方とはちょっとやっぱり公共的なあれでございますので、その辺、ジャスコさんと協議しながらやっていきたいと思ひます。また、やたら長くしてでも、ではテナント料や何かの改定も出てくるだろうし、そういうこともあわせまして、もうちょっと検討してやりたいと思ひます。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） もう一つ教えてください。今、税金なんかを支払うに、私たち出張所に行くわけなのですけれども、それも今のこの図書館の中に入るのでしょうか。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 長谷川議員の質問にお答えします。

今のイオンの出張所は、今の図書館と同じ建物に入ります。ただ、区分けはして、出張所の方は別途テナント料を支払うと、今までどおりでございます。同じ場所には入ります。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） ちょっと心配なことを二、三質問します。

まず、このイオンに入る場所の建物なのですけれども、地震対策、耐震はどの程度なのかちょっと心配なので、伺いたいと思ひます。

次に、先ほど説明ありましたが、開く時間、閉まる時間、10時から何か7時というお話を承りましたけれども、終わりの時間と休み、どうなっているのか、ちょっと説明いただきたいと思ひます。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 地震対策のほうは、大丈夫ということで書類をいただいております。

それから、開館時間なのですが、10時から7時まで、当初は9時までにしようとか、いろいろ考えたのですが、全国の図書館の公立図書館のほとんどが5時から6時で閉まっているのです。そのことを考えまして、やはり当初は7時といたしました。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） 何か理由になるのかならないのかわからないけれども、全国の図書館で5時とか6時で閉まっているから、うちも5時から7時にしたのだという、そういうお話だけれども、そうではなくてせっかく指定管理にしたので、少しジャスコの営業時間に合わせて9時まで、これは利用者の便を考えて発想していただきたいと。全国でどうだこうだという話ではないと思うのだけれども、私いろんな図書館をこう昔から見て歩くのが好きなのですけれども、唾然としたことが一回あるのです。それは、わかりやすく言いますけれども、弘前の図書館ですけれども、土曜日、日曜日、祭日、5時で閉まります。これ図書館として、利用者から見れば本当に余り価値がないというか、使い道がないというか、不便な図書館です。多分この発想の仕方は親方日の丸の、言葉悪いですけれども、公務員の発想だから、こういうことになるのだと。仕事している人とか、利用する人とか、受験生とか、いろいろな市民の立場から考えれば、そういう営業時間なんかあり得ないですけれども、私はこのイオンに建てるのであれば、つくるのであれば、9時までやっていただければというふうにご検討いただきたいと思います。きょうは結論出ないと思いますので。

次に、あと市長のお話ですと、来年、ことしじゅうにというような半ばという話ですけれども、一体オープンはいつなのか伺いたいと思います。

次に、このきょういただいた図面、何か隅っこについてあったのですけれども、私、図面見て、ユニバーサルと言いながらもAVコーナーがついていないのですけれども、理由、少しお願いしたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 9時までの開館については、今後市民の要望を捉えながら検討していきたいと思います。

それから、AVについてでございますが、約500坪の図書館で一応10万冊を想定していますので、そうなってくるとそういう視聴覚のものを入れますと10万冊が入らないというのが理由でございます。この図書館は、書籍を重点に置いた図書館にしたいと思っていますので、そうしますと10万冊というのを考慮した場合にはそういうことになります。

それから、先ほどの開館日についてですが、年間348日を予定しております。休館日は月に1日、末日を予定しています。それから、年末年始と蔵書点検で年5日でございます。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） スペースがないというようなお話でしたけれども、先ほど松橋議員にも説明ありましたように、床面積500坪というと県内でも1フロアでは屈指のトップクラスのスペースになるわけです。このトップクラスの図書館には、全てAVコーナーは必ずあります。オーディオ関係、音楽関係、レコード関係、CD関係ですけれども、少しやっぱり置いていただきたいな。そんなにスペース要らないです。行ってみればわかると思うけれども、本とかと違って。今はちょっと

できないけれども、そのうちつくりたいとかいうならわかりますけれども、面積が、スペースがないというのはちょっと理由のための理由のようなふうに聞こえます。

それから、最後にもう一つですけれども、よく図書館に行くと、青森の市民図書館など、部長ご存じだと思いますけれども、車椅子でよく利用者が来て、図書館の中をいろいろ本を探したり、読書なんかしているわけですがけれども、つがる市の場合は駐車場ですけれども、青森の図書館はアウガの中にあるからいいのですけれども、外のほうに二、三台でも障害者の方が雨雪に濡れなくても乗りおりして車椅子、すうっと図書館に入れるようなことも少し配慮していただきたいなと思います。まだこの予算の中には全然見えていませんので。

それから、あと児童生徒、子供さんたち、自転車で来る方相当多くなると思います。それで、その専用のちゃんと屋根のかかった自転車を置く大きなスペースを考えていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 今後イオンモールさんのほうと協議していきたいと思っております。

○議長（佐々木慶和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

◎議案第4号～議案第8号の説明、質疑

○議長（佐々木慶和君） 次に、議案第4号から議案第8号の予算案5件については、給与改定等に伴う人件費関連にかかわる議案となっておりますので、一括して審議を行います。

担当部より補足説明があります。

財政部長。

○財政部長（三上保男君） ただいま議長のほうからもご説明ございました議案第4号から議案第8号までの各特別会計補正予算案につきましては、市長の提案理由の説明のとおり、一般会計と同様の県人事委員会の勧告による給与改定及び人件費全般の調整を行ったものであります。同じ内容になりますので、個々の会計の説明につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、議案第4号から議案第8号の質疑を終わります。

◎議案第9号～議案第11号の説明、質疑

○議長（佐々木慶和君） 続きまして、議案第9号から議案第11号の条例案3件については、青森県人事委員会の勧告に準じ、給与改正等の議案となっておりますので、一括して審議を行いたいと思います。

担当部より補足説明があります。

総務部次長。

○総務部次長（木村好秀君） それでは、議案第9号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この条例は、市長提案理由のとおり、青森県人事委員会から勧告のあった職員の給与月額等について、平均0.4%、また勤勉手当を100分の5月分を引き上げるものでございます。

2ページをちょっとお開きいただきたいと思います。これは、行政職の給料の表でございます。今回は、若年層を2,500円引き上げて、その他の部分については1,100円を基本として給料表を改正してございます。

それでは、31ページ、新旧対照表のほうをお願いいたします。一般職につきましては、今回勤勉手当100分の5月分を引き上げました。それで、改正分については、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の77.5、この12月分に100分の5月分を加算しております。これについては、給料及びこの勤勉手当については27年4月1日の適用となります。

次の、32ページをお願いいたします。ここの部分につきましては、施行が平成28年4月1日、28年度からの適用となります。勤勉手当につきましては、トータルで年間150月の支給になりますので、6月、12月基準日を改正のほうにありますとおり、100分の75月とするものでございます。

続きまして、議案第10号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び旧つがる市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。これにつきましても青森県人事委員会からの勧告によるものでございます。市長及び特別職等につきましては、勤勉手当というのがございませぬので、期末手当の100分の5を加算して支給するというものでございます。

続きまして、議案第11号 つがる市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても青森県人事委員会の勧告によりまして、市長と特別職と同じように期末手当のほう100分の5月分を加算するものでございます。まず、12月1日の適用分と、それから来年度28年4月1日適用分で改正しておりますので、ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

松橋議員。

○18番（松橋勝利君） この財政で最も市職員の給与とかは高いものだけでも、今ここでこれだけ上げることによって、総額でわかっていたらどのぐらいある。もうわからなければいいや。

○議長（佐々木慶和君） 総務部次長。

○総務部次長（木村好秀君） 今回の人勸の影響額、先ほど財政部長のほうからもありましたとおり、給料、手当に関しては1,072万8,000円、一般会計のほうで増額になります。ただし、予算のほうでもお話ししたように、実際減額になっている部分があります。それについては、人事異動の調整とか休職の職員の分を減らしたり、また共済組合の共済金の掛金の算定方法が変わりまして、かなり少なくなっておりますので、その分で予算的には少ない。ただし、人勸、人件費の部分については1,072万8,000円の影響額が出ております。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、議案第9号から議案第11号までの質疑を終わります。

◎議案第12号の説明、質疑

○議長（佐々木慶和君） 次に、議案第12号 つがる市立図書館条例案についての審議を行います。担当部より補足説明があります。

教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 議案第12号 つがる市立図書館条例案。つがる市立図書館条例を次のように定める。平成28年2月8日提出、つがる市長。

提案理由、つがる市が設置する図書館の設置及び管理運に関する事項を定めるため提案するものである。

次のページをお開きください。まず、第1条でこの条例は図書館法の規定に基づき、つがる市立図書館の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

設置、第2条、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、この供与、調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

3条、図書館の名称は、つがる市立図書館、位置はつがる市柏稲盛幾世41番地。

4条で、職員の規定をしております。図書館に館長、その他必要な職員を置く。

5条で、図書館協議会の規定を設けております。

6条で、協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中からつがる市教育委員会が委嘱する。

7条で、協議会の委員の定数は15人、任期は2年としております。

8条で、委員、委員長、副委員長の規定を設けております。

9条で、協議会の会議についての規定を設けております。

10条では、委員の報酬について規定しております。

次のページをお開きください。11条で、図書館は教育委員会が管理する。

12条では、図書館を指定管理者に行わせることができるという規定を設けております。

そのほかに、指定管理をした場合の業務は次のとおりとするということで、施設の利用の許可等に関する業務、施設設備等の維持管理に関する業務、その他教育委員会が必要と認める業務としております。

指定管理にした場合に、教育委員会とあるのは指定管理者と読みかえるという読みかえの規定も設けております。

13条では、利用の制限の規定を設けております。

14条で、この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は教育委員会の規則で定めるとしております

附則、施行期日なのですが、この条例は公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則を定める日から施行する。

準備行為として、第12条第1項の規定、その他図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。通常の条例ですと、開館日からの施行になるのですが、今のところ正確な開館日が決められておりませんので、それについては規則のほうに委任しております。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 今るる丁寧に説明してあれだけって、これどうだ、同じものが2枚来ているのだ。違うか。

〔「2枚行っているようですね」と言う人あり〕

○18番（松橋勝利君） 同じものを2枚という、2回読むだけと思って、私今あれだけ。まあいい。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長、手挙げて、謝って。

教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 大変失礼いたしました。今後気をつけますので、申しわけございませんでした。

○議長（佐々木慶和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようでございますので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑は全て終了しました。

◎議案第1号～議案第12号の討論、採決

○議長（佐々木慶和君） これより一括して討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） 討論なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第12号までの計12件は、承認及び原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第12号までの計12件は承認及び原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木慶和君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって平成28年第1回つがる市議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時55分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐々木 慶 和

署名議員 山 本 清 秋

署名議員 伊 藤 良 二